

労働相談会 無料

労働に関する相談に社会保険労務士が応じます。

【日時】 毎月 第4金曜日〈13:30~16:30〉
※12月、3月は第3金曜日の開催です。

【相談時間】 1社60分間

【申込】 事前予約制（相談日3日前の火曜日までに要予約）

※相談会の日程は、変更になる場合がございます。

お申込み・お問合せ
下関商工会議所 中小企業振興部
TEL：083-222-3333